

# 仕 様 書

## 1. 件 名

令和6年度千葉市萩台地区（小山遺跡他）埋蔵文化財確認調査支援業務委託

## 2. 履行期間

契約締結日の翌日から令和6年10月31日まで

## 3. 履行場所

千葉市稲毛区萩台町263番地外（小山遺跡、萩台前田遺跡）

※別紙\_案内図のとおり。

## 4. 業務の目的

開発事業に伴う埋蔵文化財包蔵地の発掘調査（確認調査）を行うにあたり、作業を円滑かつ効率的に実施するため、当該業務の支援を委託するもの。17,800㎡を対象に、遺構・遺物等の有無の確認及び地中の状態や層序を確認し、本調査の実施等保存措置の必要性を判断する材料となる情報を得ることを目的とする。

## 5. 業務内容等

別紙\_特記仕様書のとおり。

## 6. 提出書類

受注者は契約締結後、以下の書類を提出すること。

- ① 誓約書
- ② 調査員兼現場管理者選任届
- ③ 実施計画書（下記内容を含むこと）
  - (ア) 調査工程表
  - (イ) 有資格者一覧表及び資格証等の控え
  - (ウ) 作業実施にあたっての留意点
  - (エ) 現場組織表
  - (オ) 緊急連絡体制表

## 7. 使用機材等について

本業務に必要な機材や資材については受注者が準備するものとする。

## 8. 支払方法

完了払い

## 9. 受注者の責務

- (1) 受注者は受注者の責務において、近隣住民・業務関係者等に対する安全対策に万全を期し、事故防止に関する必要な措置を講ずること。
- (2) 受注者は常に善良なる管理者の注意をもって業務を遂行し、業務の進捗状況について確認の上、適宜報告すること。
- (3) 受注者は、労働安全衛生法等の関係法令を遵守し、その適用及び運用は受注者の責任において適切に行うこと。
- (4) 業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。契約の解除及び期間満了後においても同様とする。
- (5) 契約の履行に際し、受注者の責めに帰すべき事由によって、市教育委員会または第三者に損害を与えまたは権利の侵害を引き起こした場合は、損害賠償その他について、受注者の責任において処理するものとする。

## 10. その他

- (1) 本業務は、委託者・受注者の協議に基づき定めた基本的な方針に従い、実施する。
- (2) 成果物を他業務において複製または引用するために必要とする権利はすべて市に帰属するものとする。履行に当たり生じた著作物のデジタル情報、図版、写真及びポジフィルム等については、千葉市教育委員会に譲渡するものとし、千葉市教育委員会が請求したときは指定する方法で引き渡さなければならない。
- (3) 本仕様書及び特記仕様書に記載のない事項については、発注者と受注者の協議により双方同意の上で実施するものとする。
- (4) その他、調査の進捗状況により、不明な点等が生じた場合、双方で協議の上実施する。
- (5) 対象地内に設置された測量基準点を損壊した際は、受注者の責任において原位置に復元すること。
- (6) 受注者は、仕様書記載の履行条件、既存構造物等の条件等を十分考慮し、使用機材の選定および安全対策をおこなうこと。作業上の安全管理は、受注者の責任において実施するものとする。
- (7) 受注者は、仕様書記載の履行条件の他、業務を適正に履行するために必要な人員の人数・機材等を受注者の責任において準備するものとし、委託者は成果品の検査をもって本業務が適正に履行されたことを判断する。
- (8) 別紙「積算数量内訳表」を見積の参考とすること。

# 特記仕様書

## 1. 調査従事者について

受注者は、業務期間中、次の人員を常駐させ、業務を遂行しなければならない。

### (1) 調査員兼現場管理者（以下、「調査員」という。） 1名

考古学の専門知識を有するもので、調査員（調査補助員を除く。）として通算 36 ヶ月以上、発掘調査全般にわたる進行管理（調査計画の企画立案、発掘調査作業員の指揮、遺構遺物の記録等）に係る実務経験がある者。

調査担当者（発注者）の指示に基づき、調査業務の進行管理、発掘調査作業員の管理・監督、調査中の遺物ならびに図面・写真等の記録類の管理、調査担当者への作業内容・進捗状況等の報告を行うとともに、現場内の安全管理及び発掘調査作業員への安全教育を行う。

### (2) 発掘調査作業員 5名程度（業務履行に必要な人数）

発掘調査作業員は調査員兼現場管理者の指示を的確に理解し、業務に従事することができる者であること。

調査員兼現場管理者のもと、現場設営・撤収、遺構確認面清掃、遺構精査、遺物包含層掘削、遺物収納、排出土他の場内運搬、及び測量補助等の作業を行う。

### (3) その他

上記に記載のないものであっても、受注者の判断により業務を適正に履行するために必要な人員を従事させることができる。

## 2. 確認調査

本調査の必要性を判断する材料を得ることを目的に、調査担当者の指示に基づき、対象面積約 17,800 m<sup>2</sup>の 10%程度 (1,780 m<sup>2</sup>) のトレンチ発掘を実施し、その成果を成果品として納品すること。

### (1) 確認調査対象範囲（別紙\_確認調査対象範囲図のとおり）

A 区：6,252 m<sup>2</sup>

B 区：1,222 m<sup>2</sup>

C 区：3,130 m<sup>2</sup>

D 区：7,196 m<sup>2</sup> 計：17,800 m<sup>2</sup>

### (2) トレンチの数量と規格

・トレンチの基本サイズは 2.0m×5.0mの長方形とするが、現地の状況により設定困難な場合は、10m グリッドに対し 10 m<sup>2</sup>の掘削となるよう設定する。

（トレンチ想定数量）

・2.0m×5.0m 178 箇所 1,780 m<sup>2</sup>

・トレンチ箇所は、発注者が選定し指示するが、現地の状況や遺構、遺物の検出状況により、位置・数量の変更等を行う。

・トレンチの拡幅等を行った場合はトレンチの数量を減じて調整する。

### (3) 現地調査期間

契約期間のうち、実働 85 日程度（準備工：5 日、トレンチ掘削・記録：80 日）を想定する。

◎現地調査は 8 月末日までに完了すること。

※天候不順、自然災害等、不測の事態により調査完了が困難となった場合は、別途協議する。

### 3. 作業内容

#### (1) トレンチ設定

調査担当者の指示に基づき、現地において設定作業を行う。

#### (2) 重機掘削

バックホウ 0.2 m<sup>3</sup>程度の平爪の重機を用い、トレンチを掘削する。掘削の際は薄く剥ぐように掘削し、調査員立会のもと遺構や遺物等を確認しながら、慎重に行うこと。

掘削は地山である関東ローム層がはっきりと確認されるまで行うこと。想定深度は0.5 m～0.6 m程度。

また、現地の状況に応じて形状や規格を適宜変更することがある。

#### (3) 人力掘削

重機掘削が終了した後、トレンチ壁面および遺構検出面の精査を行うこと。遺構検出面の精査において遺構であるかの判断が困難な場合は、サブトレンチ等を設定し、内容確認のための掘削を行うこと。

#### (4) 記録作業

下記の記録を取得すること。

##### ① トレンチ位置

(ア) トレンチの角の座標を公共座標および標高で記録すること。基準点は事業地内に配点されたものを使用すること。基準点座標は、発注者が提供する。

(イ) トレンチの各角の座標は一覧表にまとめ、xlsx形式で納品すること。

##### ② 写真記録

(ア) 1200 万画素以上の解像度のデジタルカメラを用いて撮影すること。露出は適正と±0.3の3段階で行い、撮影カットはトレンチ遠景、セクション、平面を基本とし、遺構や特筆すべきものがあつた場合は追加して撮影すること。特にセクションは分層の前後で撮影すること。

(イ) 写し込みの内容は事前に調査担当者と協議すること。

(ウ) 撮影した写真データは、撮影箇所・撮影内容・日付等を含む内容にリネームすること。

##### ③ セクション図

(ア) 柱状模式図で作図すること。この際、地表面の標高を記載すること。

(イ) 遺構がセクションで確認できる場合のみ縮尺1/20で作図すること。

(ウ) 分層は調査担当者と調査員とが認識を共有させた上で基本層序を決定し、調査員が行うこと。

(エ) 土層注記は標準土色帖を用いて調査員が行い、調査担当者のチェックを受けること。

(オ) 作図の手法は問わない。

##### ④ 遺構配置図

(ア) 遺構が確認された場合のみ、縮尺1/40の精度を満たし、公共座標で作図すること。

(イ) 作図の手法は問わない。

##### ⑤ 調査記録簿

(ア) 所見、遺構・遺物の有無や内容、スケッチなどを調査記録簿に記載すること。

(イ) 調査記録簿の様式は発注者が提供する。

(ウ) 調査記録簿は調査担当者の確認が終了した後に、スキャニングを行い pdf 形式で保存すること。

#### (5) 遺物の取り上げ

出土遺物は、トレンチ毎にビニール袋に収納すること。この際、出土層位が明らかな場合は、層別に、また遺構から出土した場合は遺構別に収納すること。出土層位が判断できない遺物は、トレンチ一括とする。

ラベルは 120×60 mm の防水加工が施されたユポ紙を使用し、必要事項を記載すること。遺物の取り上げ時は、ラベルごとの記載内容を記入した遺物台帳を作成すること。

遺物の洗浄、注記は発注者が行うものとする。

収納の際は発注者が指定するプラスチック製コンテナに収納して納品すること。但し、調査期間中に調査担当者（発注者）が回収した場合はその限りではない。

#### (6) 埋め戻し

調査担当者の確認が終了した後に、了解を得て重機を用いて埋め戻すこと。この際に 30 cm 毎にしっかりと転圧をすること。

### 4. 成果品

- |                           |          |                        |
|---------------------------|----------|------------------------|
| (1) トレンチ位置図               | 縮尺 1/600 | 一式 (dxf 形式および ai 形式)   |
| (2) 遺構配置図                 | 縮尺 1/40  | 一式 (dxf 形式および ai 形式)   |
| (3) 柱状図対比図                | 縮尺 1/40  | 一式 (ai 形式)             |
| (4) セクション図                | 縮尺 1/20  | 一式 (ai 形式)             |
| (5) 記録写真                  |          | 一式 (jpg 形式)            |
| (6) 調査記録簿                 |          | 一式 (紙および pdf 形式)       |
| (7) 調査日誌                  |          | 一式 (docx 形式および pdf 形式) |
| (8) 各種台帳等                 |          | 一式 (xlsx 形式)           |
| (トレンチ座標一覧、写真台帳、遺構台帳、遺物台帳) |          |                        |
| (9) 出土遺物                  |          | 一式                     |
| (10) その他関連資料              |          | 一式                     |

※上記一式を印刷し、紙媒体でファイリングしたものを一部納品すること。

※デジタルデータは DVD 一式とポータブルハードディスク一式に分けて保存し納品すること。

### 5. 安全衛生管理

受注者は、労働安全衛生法等の関係法令を遵守し、場内の安全衛生管理に努めること。

受注者は、仕様書記載の履行条件、既存構造物等の条件等を十分考慮し、使用機材の選定および安全対策をおこなうこと。作業上の安全衛生管理は、受注者の責任において実施するものとする。

なお、現場内での安全衛生管理を目的としたプレハブ・仮設電源（発電機）等を設置する場合は、発注者と別途協議すること。

### 6. その他

- ・契約締結後、速やかに発注者・受注者・開発事業者の 3 者による現地協議を行う。

- ・機材・重機等の搬入出に際しては、搬入出経路となる道路の幅員が狭いことから、使用する機材等の選定に十分留意すること。(0.2 m<sup>3</sup>バックホーを想定)
- ・プレハブ、仮設トイレの設置場所、車両駐車場の位置は発注者が別途指示する。